

各種調査研究事業等による数値等 (追加分)

令和元年度居宅介護福祉用具購入費の支給状況（費用額別の給付人数）

出典：厚生労働省調べ

- 費用額（給付額と自己負担の合計額）が30,000円以下の者が最も多いが、要介護度が高くなるにつれて、費用額が高くなる傾向があり、要介護5では5%以上の者が10万円を超えている。

費用額	給付者全体	要支援・要介護度別の給付人数						
		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
30,000円以下	185,519	26,864	33,595	41,135	38,334	23,382	16,528	5,681
	64.6%	72.5%	70.7%	68.5%	63.5%	58.7%	54.3%	46.8%
30,001円～ 50,000円	48,318	6,020	7,656	9,836	10,047	6,876	5,497	2,386
	16.8%	16.2%	16.1%	16.4%	16.7%	17.3%	18.1%	19.6%
50,001円～ 70,000円	23,000	1,824	2,646	4,273	5,176	4,099	3,407	1,575
	8.0%	4.9%	5.6%	7.1%	8.6%	10.3%	11.2%	13.0%
70,001円～ 90,000円	11,269	846	1,138	1,823	2,526	2,119	1,863	954
	3.9%	2.3%	2.4%	3.0%	4.2%	5.3%	6.1%	7.9%
90,001円～ 100,000円	11,288	933	1,397	1,809	2,451	1,992	1,826	880
	3.9%	2.5%	2.9%	3.0%	4.1%	5.0%	6.0%	7.2%
100,000円以上	7,993	586	1,070	1,157	1,802	1,388	1,323	667
	2.8%	1.6%	2.3%	1.9%	3.0%	3.5%	4.3%	5.5%
合計	287,387	37,073	47,502	60,033	60,336	39,856	30,444	12,143
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

※ 費用額10万円以上がの者が1人以上いる（把握している）と回答のあった保険者（712）を集計。

令和元年度居宅介護福祉用具購入費の支給状況（用具別）

出典：厚生労働省調べ

- 入浴補助用具・自動処理排泄装置の交換部品は1件あたり約2万円程度であるが、腰掛便座・簡易浴槽・移動用リフトのつり具の部分は1件あたり約4万円程度の支給額である。

		全体	要支援・要介護度別						
			要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
腰掛便座	給付件数	133,598	7,382	11,923	23,132	32,525	27,610	22,560	8,466
	支給額（千円）	5,168,440	289,047	463,085	856,624	1,250,079	1,053,060	896,441	360,104
	1件あたり（円）	38,687	39,156	38,840	37,032	38,434	38,141	39,736	42,535
自動排泄処理装置の交換可能部品	給付件数	475	6	23	34	86	100	125	101
	支給額（千円）	9,342	248	451	623	1,687	1,837	2,406	2,089
	1件あたり（円）	19,667	41,292	19,629	18,335	19,615	18,372	19,247	20,685
入浴補助用具	給付件数	337,309	53,678	65,865	74,753	67,376	38,409	27,183	10,045
	支給額（千円）	7,418,820	1,117,338	1,375,908	1,604,290	1,480,844	881,237	671,606	287,596
	1件あたり（円）	21,994	20,816	20,890	21,461	21,979	22,944	24,707	28,631
簡易浴槽	給付件数	144	26	14	20	19	22	16	27
	支給額（千円）	5,326	618	412	648	700	759	646	1,542
	1件あたり（円）	36,985	23,762	29,435	32,405	36,846	34,506	40,397	57,124
移動用リフトのつり具の部分	給付件数	1,521	0	5	5	32	94	389	996
	支給額（千円）	63,289	0	140	189	1,109	3,502	15,085	43,265
	1件あたり（円）	41,610		28,072	37,775	34,660	37,251	38,778	43,438

※ 給付件数と支給額の両方の回答のあった保険者（1,500）を集計。

貸与期間が長期（1商品を3年以上）の利用者の認知症高齢者の日常生活自立度の変化

出典：令和3年度老人保健健康増進等事業「介護保険の福祉用具における効果的なサービス提供に関する調査研究事業」（株式会社三菱総合研究所）より

- 長期利用者において、認知症高齢者の日常生活自立度の変化について、福祉用具1種のみ利用は他の区分と比較すると維持の割合が高くなっている。 ※福祉用具貸与事業者が回答

		件数	自立	I	II a	II b	III a	III b	IV	M	不明	無回答
貸与開始時	福祉用具1種のみ	356 100.0%	182 51.1%	40 11.2%	24 6.7%	22 6.2%	4 1.1%	5 1.4%	1 0.3%		51 14.3%	27 7.6%
	福祉用具複数利用・他サービス利用なし	312 100.0%	132 42.3%	36 11.5%	26 8.3%	14 4.5%	9 2.9%	3 1.0%	4 1.3%	1 0.3%	66 21.2%	21 6.7%
	他サービス利用あり	383 100.0%	130 33.9%	57 14.9%	31 8.1%	22 5.7%	14 3.7%	3 0.8%	6 1.6%		86 22.5%	34 8.9%
現在	福祉用具1種のみ	356 100.0%	151 42.4%	48 13.5%	26 7.3%	24 6.7%	8 2.2%	8 2.2%	1 0.3%	1 0.3%	49 13.8%	40 11.2%
	福祉用具複数利用・他サービス利用なし	312 100.0%	97 31.1%	45 14.4%	23 7.4%	26 8.3%	22 7.1%	5 1.6%	11 3.5%	2 0.6%	57 18.3%	24 7.7%
	他サービス利用あり	383 100.0%	103 26.9%	51 13.3%	49 12.8%	27 7.0%	19 5.0%	10 2.6%	12 3.1%	2 0.5%	72 18.8%	38 9.9%

	件数	改善	維持	悪化	不明	無回答
福祉用具1種のみ	356 100.0%	7 2.0%	203 57.0%	51 14.3%	55 15.4%	40 11.2%
福祉用具複数利用・他サービス利用なし	312 100.0%	1 0.3%	153 49.0%	59 18.9%	71 22.8%	28 9.0%
他サービス利用あり	383 100.0%	10 2.6%	164 42.8%	74 19.3%	94 24.5%	41 10.7%

貸与期間が長期（1商品を3年以上）の利用者の障害高齢者の日常生活自立度の変化

出典：令和3年度老人保健健康増進等事業「介護保険の福祉用具における効果的なサービス提供に関する調査研究事業」（株式会社三菱総合研究所）より

- 長期利用者の障害高齢者の日常生活自立度の変化について、福祉用具1種のみ利用は他の区分と比較すると維持の割合が高くなっている。 ※福祉用具貸与事業者が回答

		件数	自立	J 1	J 2	A 1	A 2	B 1	B 2	C 1	C 2	不明	無回答
貸与開始時	福祉用具1種のみ	356 100.0%	76 21.3%	34 9.6%	47 13.2%	36 10.1%	28 7.9%	14 3.9%	7 2.0%	3 0.8%	2 0.6%	65 18.3%	44 12.4%
	福祉用具複数利用・他サービス利用なし	312 100.0%	46 14.7%	18 5.8%	30 9.6%	40 12.8%	21 6.7%	17 5.4%	14 4.5%	3 1.0%	6 1.9%	72 23.1%	45 14.4%
	他サービス利用あり	383 100.0%	54 14.1%	26 6.8%	38 9.9%	42 11.0%	32 8.4%	19 5.0%	15 3.9%	6 1.6%	3 0.8%	87 22.7%	61 15.9%
現在	福祉用具1種のみ	356 100.0%	67 18.8%	31 8.7%	48 13.5%	37 10.4%	28 7.9%	17 4.8%	9 2.5%	3 0.8%	3 0.8%	60 16.9%	53 14.9%
	福祉用具複数利用・他サービス利用なし	312 100.0%	30 9.6%	18 5.8%	29 9.3%	35 11.2%	38 12.2%	18 5.8%	15 4.8%	11 3.5%	8 2.6%	60 19.2%	50 16.0%
	他サービス利用あり	383 100.0%	40 10.4%	25 6.5%	39 10.2%	48 12.5%	36 9.4%	27 7.0%	22 5.7%	14 3.7%	18 4.7%		114 29.8%

	件数	改善	維持	悪化	不明	無回答
福祉用具1種のみ	356 100.0%	18 5.1%	170 47.8%	47 13.2%	68 19.1%	53 14.9%
福祉用具複数利用・他サービス利用なし	312 100.0%	12 3.8%	120 38.5%	52 16.7%	75 24.0%	53 17.0%
他サービス利用あり	383 100.0%	24 6.3%	123 32.1%	79 20.6%	41 10.7%	116 30.3%

貸与期間が長期（1商品を3年以上）の利用者のADL等の変化：移乗

出典：令和3年度老人保健健康増進等事業「介護保険の福祉用具における効果的なサービス提供に関する調査研究事業」（株式会社三菱総合研究所）より

- 長期利用者において、福祉用具1種のみ利用は他の区分と比較すると介助されていない割合が高くなっており、変化の傾向も維持がやや高くなっている。 ※福祉用具貸与事業者が回答

		件数	介助されていない	見守り等	一部介助	全介助	不明	無回答
貸与開始時	福祉用具1種のみ	356 100.0%	197 55.3%	95 26.7%	44 12.4%	7 2.0%	9 2.5%	4 1.1%
	福祉用具複数利用・他サービス利用なし	312 100.0%	99 31.7%	90 28.8%	73 23.4%	35 11.2%	12 3.8%	3 1.0%
	他サービス利用あり	383 100.0%	148 38.6%	102 26.6%	76 19.8%	34 8.9%	18 4.7%	5 1.3%
現在	福祉用具1種のみ	356 100.0%	202 56.7%	89 25.0%	44 12.4%	18 5.1%		3 0.8%
	福祉用具複数利用・他サービス利用なし	312 100.0%	85 27.2%	81 26.0%	83 26.6%	57 18.3%		6 1.9%
	他サービス利用あり	383 100.0%	124 32.4%	97 25.3%	94 24.5%	63 16.4%		5 1.3%

	件数	改善	維持	悪化	不明	無回答
福祉用具1種のみ	329 100.0%	31 9.4%	232 70.5%	53 16.1%	9 2.7%	4 1.2%
福祉用具複数利用・他サービス利用なし	292 100.0%	20 6.8%	186 63.7%	67 22.9%	12 4.1%	7 2.4%
他サービス利用あり	364 100.0%	24 6.6%	216 59.3%	100 27.5%	17 4.7%	7 1.9%

貸与期間が長期（1商品を3年以上）の利用者のADL等の変化：理解力

出典：令和3年度老人保健健康増進等事業「介護保険の福祉用具における効果的なサービス提供に関する調査研究事業」（株式会社三菱総合研究所）より

- 長期利用者において、福祉用具1種のみ利用は他の区分と比較すると説明が理解できるの割合が高くなっており、変化の傾向も維持がやや高くなっている。 ※福祉用具貸与事業者が回答

		件数	説明が理解できる	ときどき理解に支障がある	ほとんど理解できない	理解できない	不明	無回答
貸与開始時	福祉用具1種のみ	356 100.0%	278 78.1%	61 17.1%	4 1.1%	1 0.3%	9 2.5%	3 0.8%
	福祉用具複数利用・他サービス利用なし	312 100.0%	203 65.1%	69 22.1%	15 4.8%	3 1.0%	20 6.4%	2 0.6%
	他サービス利用あり	383 100.0%	235 61.4%	105 27.4%	10 2.6%	5 1.3%	26 6.8%	2 0.5%
現在	福祉用具1種のみ	356 100.0%	232 65.2%	105 29.5%	14 3.9%	3 0.8%		2 0.6%
	福祉用具複数利用・他サービス利用なし	312 100.0%	152 48.7%	117 37.5%	25 8.0%	11 3.5%		7 2.2%
	他サービス利用あり	383 100.0%	189 49.3%	139 36.3%	34 8.9%	17 4.4%		4 1.0%

	件数	改善	維持	悪化	不明	無回答
福祉用具1種のみ	329 100.0%	2 0.6%	256 77.8%	59 17.9%	9 2.7%	3 0.9%
福祉用具複数利用・他サービス利用なし	292 100.0%	3 1.0%	199 68.2%	63 21.6%	19 6.5%	8 2.7%
他サービス利用あり	364 100.0%	8 2.2%	245 67.3%	84 23.1%	23 6.3%	4 1.1%

2.(4)⑦ 退院・退所時のカンファレンスにおける 福祉用具専門相談員等の参画促進

概要

【居宅介護支援、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院】

- 退院・退所時のスムーズな福祉用具貸与の利用を図る観点から、居宅介護支援の退院・退所加算や施設系サービスの退所時の支援に係る加算において求められる退院・退所時のカンファレンスについて、退院・退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合には、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参画することを明確化する。【通知改正】

単位数

- 変更なし。
- ※ 指定居宅介護支援における退院・退所加算

	(I) イ 450単位	(I) ロ 600単位	(II) イ 600単位	(II) ロ 750単位	(III) 900単位
関係者からの利用者に係る必要な情報提供の回数	1回 (カンファレンス以外の方法により実施)	1回 (カンファレンスにより実施)	2回以上 (カンファレンス以外の方法により実施)	2回 (うち1回以上はカンファレンスを実施)	3回以上 (うち1回以上はカンファレンスを実施)

算定要件等

- 居宅介護支援における退院・退所加算のカンファレンスの要件について、以下の内容を通知に記載する。
 - ・ 退院・退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合は、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加するもの。

(4). 福祉用具貸与価格の適正化に関する調査研究事業

⑥ 退院・退所時カンファレンスへの参加

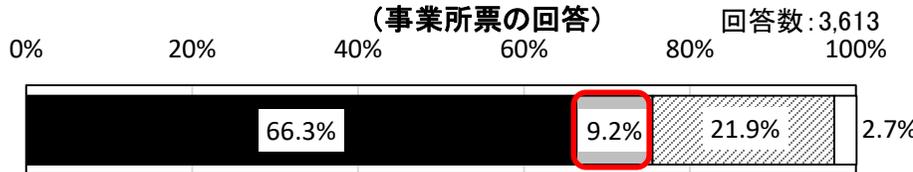
B:事業所調査(郵送法):事業所票・利用者票

【福祉用具専門相談員の参加状況・効果】

※事業所票 問7 退院・退所時のカンファレンスへの参加 利用者票 問8 退院・退所時のカンファレンスへの福祉用具専門相談員の招集

- 退院・退所時のカンファレンスへの参加状況について、「以前より積極的に同席を依頼されるようになった」と回答した事業所は9.2%だった。介護支援専門員による福祉用具専門相談員への同席依頼状況については、「退院・退所加算の算定要件に追加されたため、参加を依頼するようになった」が2.8%、「令和3年4月以降退院・退所時のカンファレンスの開催がないが、必要があれば依頼したい」が12.2%だった。※新型コロナウイルスの影響が含まれている可能性がある。
- 退院・退所時カンファレンスに福祉用具専門相談員が参加することによる効果については、福祉用具専門相談員、介護支援専門員いずれも「より利用者に適合する福祉用具の提案ができる(提案が得られた)」が9割以上と最も多かった。また、「退院・退所前にリハビリテーション専門職等と一緒に適合確認ができる」も6割以上と多く、一定の効果が認められた。

図表29 退院・退所時のカンファレンスへの参加状況

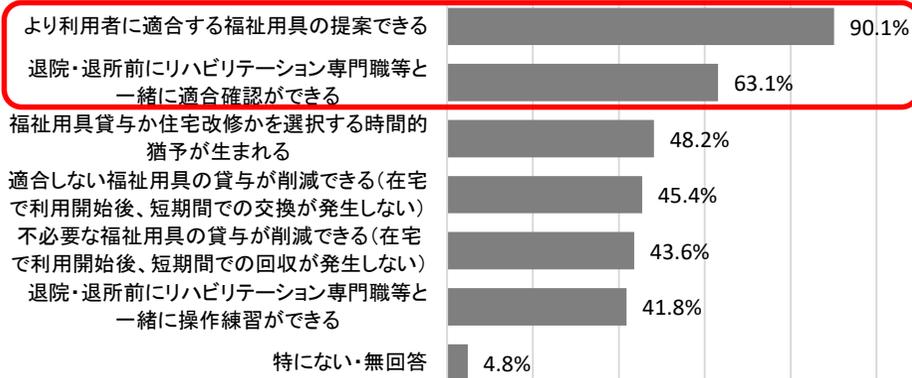


- 以前と同様に同席を依頼されている
- 以前より積極的に同席を依頼されるようになった
- 以前と変わらず同席を依頼されることは少ない
- 無回答

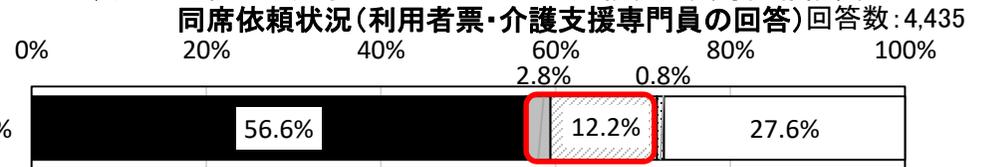
図表31 退院・退所時のカンファレンスへ参加したことによる効果

【複数回答】(福祉用具貸与と事業所の回答)

回答数:3,613



図表30 退院・退所時のカンファレンスへの福祉用具専門相談員への同席依頼状況(利用者票・介護支援専門員の回答)

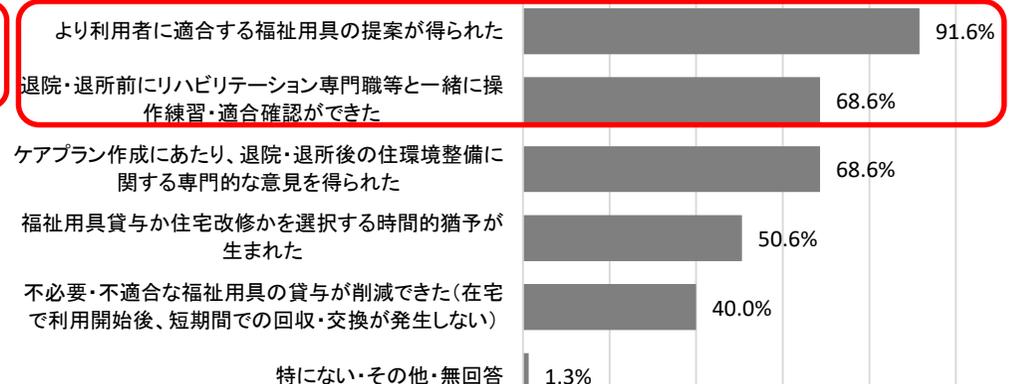


- 以前から福祉用具貸与サービスの必要がある場合には同席を依頼している
- 令和3年4月以降退院・退所時のカンファレンスの開催がないが、必要があれば依頼したい
- 福祉用具専門相談員に同席してもらう必要はない
- 無回答

図表32 退院・退所時カンファレンスへの福祉用具専門相談員の参加により

得られる(期待する)効果【複数回答】(利用者票・介護支援専門員の回答)

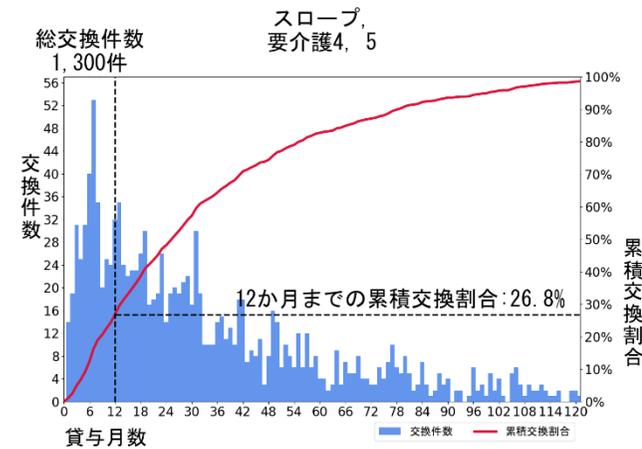
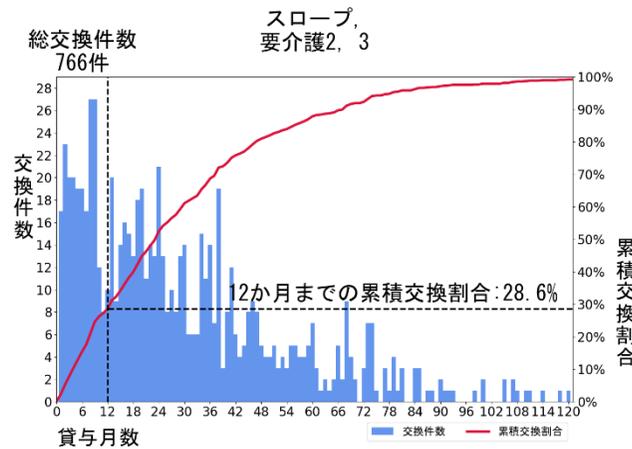
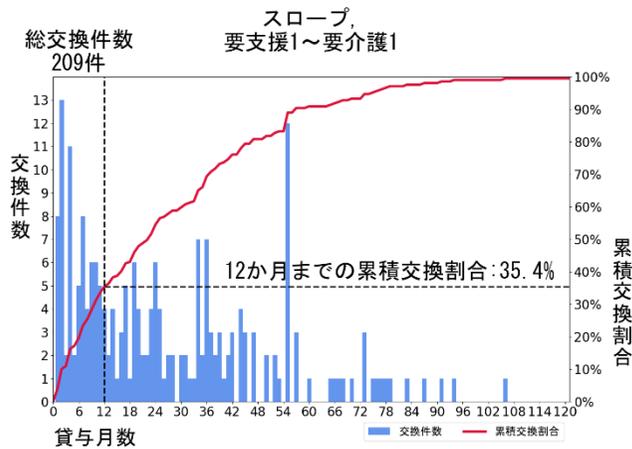
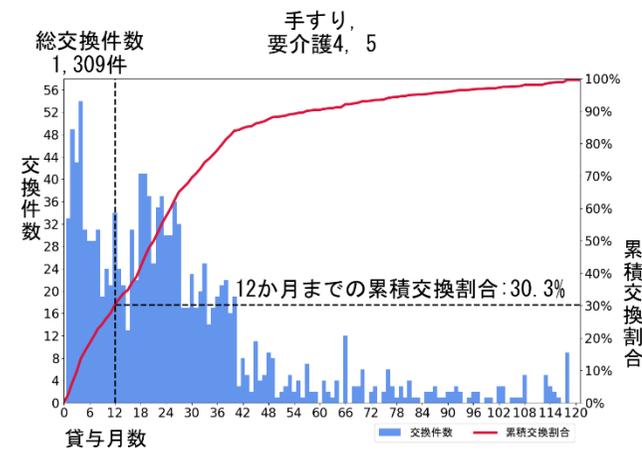
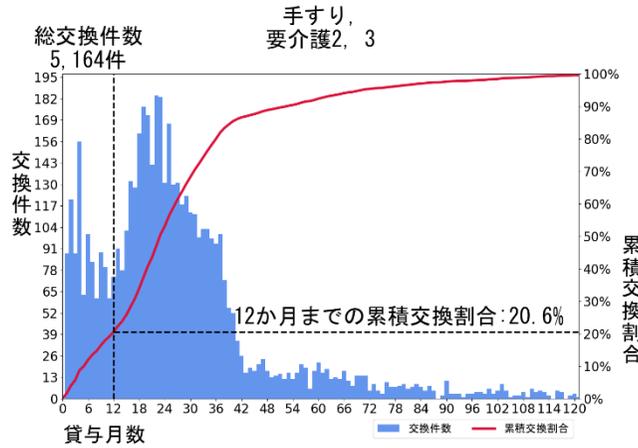
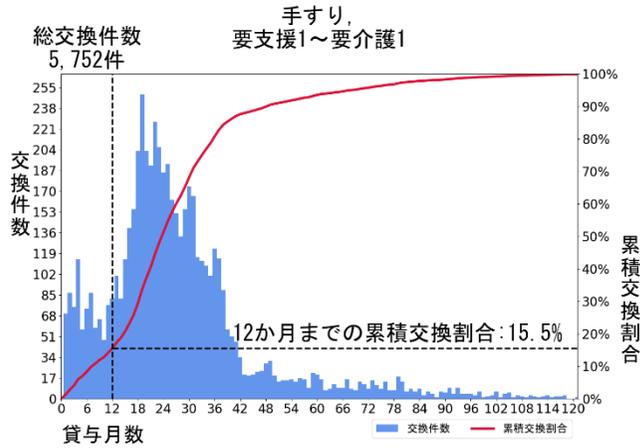
回答数:3,175



同一製品への交換状況（手すり、スロープ）

出典：令和3年度老人保健健康増進等事業「福祉用具貸与におけるモニタリング等の実態に関する調査研究事業」
（一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会）より

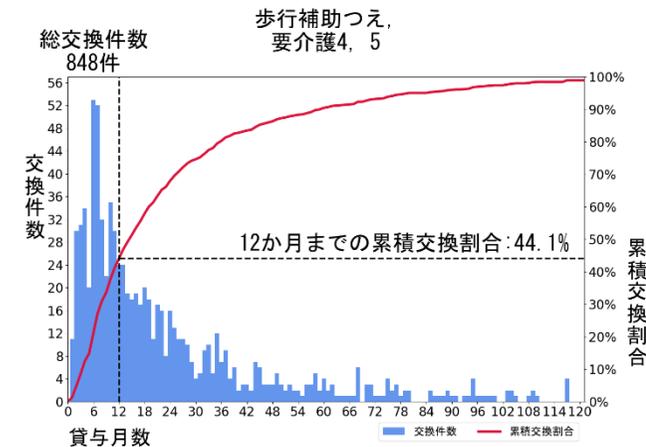
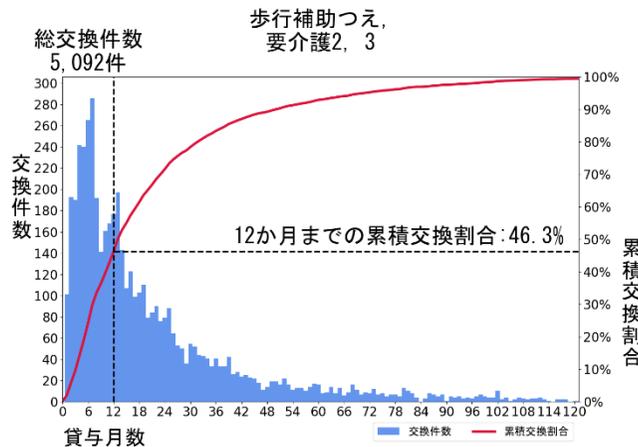
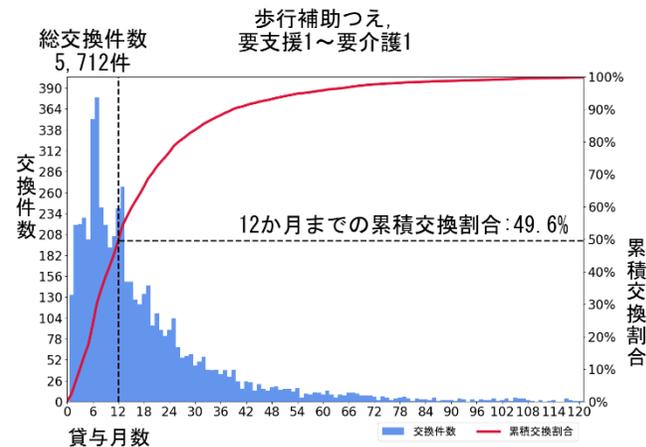
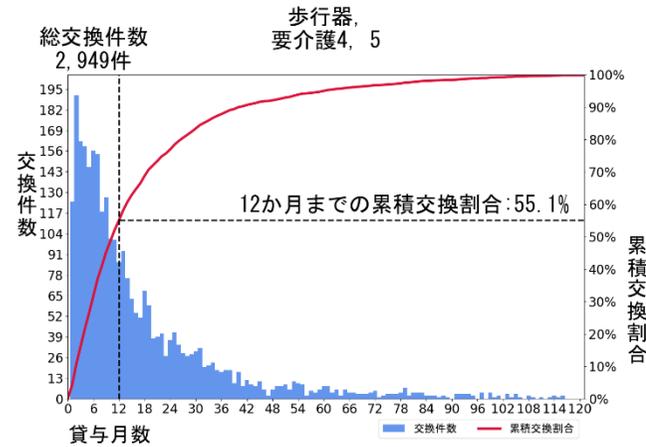
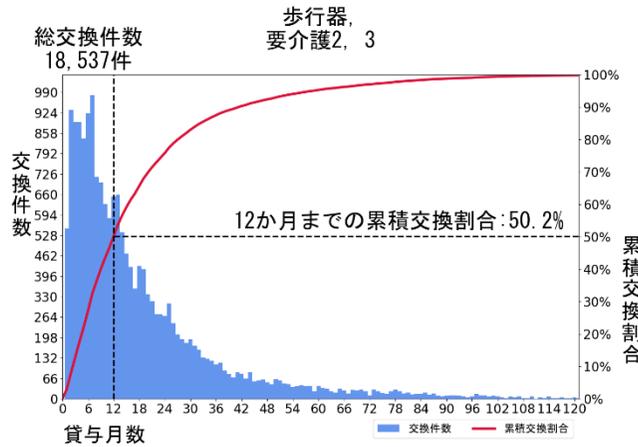
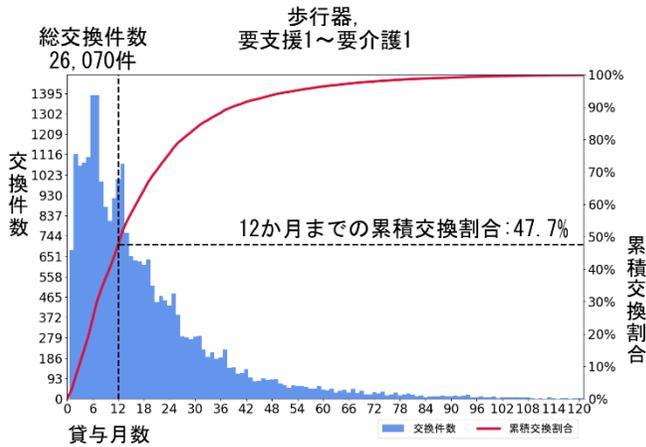
- 平成28年7月～令和3年6月の間（5年間）に、同一製品に交換した福祉用具貸与の事例に関して、要介護度別に交換件数や交換までの貸与月数等について、全国7福祉用具貸与事業所を調査・集計。



同一製品への交換状況（歩行器、歩行補助つえ）

出典：令和3年度老人保健健康増進等事業「福祉用具貸与におけるモニタリング等の実態に関する調査研究事業」
（一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会）より

- 平成28年7月～令和3年6月の間（5年間）に、同一製品に交換した福祉用具貸与の事例に関して、要介護度別に交換件数や交換までの貸与月数等について、全国7福祉用具貸与事業所を調査・集計。



福祉用具専門相談員として勤務している職員の資格保有状況

出典：令和3年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査（令和3年度調査）「福祉用具貸与価格の適正化に関する調査研究事業」

- 福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員として勤務している者について、社会福祉士・介護福祉士の資格を有している者が1人以上配置されていると回答した事業所は約30%。

	件数	0人	1人	2人	3人	4人	5人～9人	10人以上	無回答	1事業所あたり平均
保健師・看護師・准看護師	3,613	2,299 63.6%	110 3.0%	12 0.3%	8 0.2%	3 0.1%	6 0.2%	3 0.1%	1,172 32.4%	0.1
理学療法士・作業療法士	3,613	2,316 64.1%	101 2.8%	14 0.4%	3 0.1%	3 0.1%	3 0.1%	1 0.0%	1,172 32.4%	0.1
社会福祉士・介護福祉士	3,613	1,150 31.8%	822 22.8%	318 8.8%	94 2.6%	30 0.8%	21 0.6%	6 0.2%	1,172 32.4%	0.9
義肢装具士	3,613	2,395 66.3%	37 1.0%	3 0.1%	2 0.1%	1 0.0%	2 0.1%	1 0.0%	1,172 32.4%	0.0

介護保険以外のサービスの受給状況

出典：令和3年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査（令和3年度調査）「福祉用具貸与価格の適正化に関する調査研究事業」

- 受給している介護保険サービスが（予防）福祉用具貸与と居宅介護支援（介護予防支援）の場合、介護保険以外のサービスの受給について、特になしの割合がやや高くなる傾向がある。 ※居宅介護支援専門員が回答

		件数	近隣による声掛け・見守り・緊急時支援	自費ヘルパー・家事代行サービス等訪問サービス	通院付き添い等外出・移動支援	医療機関・薬局による服薬指導等	通いの場・いきいきサロン等	その他	特になし
福祉用具貸与利用者全体	合計	3706	549 14.8%	138 3.7%	384 10.4%	598 16.1%	103 2.8%	425 11.5%	1977 53.3%
	内訳								
	独居	992	253 25.5%	63 6.4%	143 14.4%	199 20.1%	48 4.8%	131 13.2%	359 36.2%
	夫婦のみ世帯	973	150 15.4%	31 3.2%	87 8.9%	131 13.5%	21 2.2%	91 9.4%	562 57.8%
	高齢者のみの世帯（夫婦のみのぞく）	151	15 9.9%	4 2.6%	13 8.6%	17 11.3%	4 2.6%	16 10.6%	95 62.9%
	その他	1466	112 7.6%	32 2.2%	125 8.5%	232 15.8%	28 1.9%	166 11.3%	901 61.5%
	無回答	124	19 15.3%	8 6.5%	16 12.9%	19 15.3%	2 1.6%	21 16.9%	60 48.4%
受給サービスが福祉用具貸与のみ	合計	414	59 14.3%	4 1.0%	22 5.3%	29 7.0%	19 4.6%	38 9.2%	273 65.9%
	内訳								
	独居	84	24 28.6%	2 2.4%	4 4.8%	6 7.1%	9 10.7%	10 11.9%	42 50.0%
	夫婦のみ世帯	145	13 9.0%	1 0.7%	4 2.8%	9 6.2%	3 2.1%	17 11.7%	101 69.7%
	高齢者のみの世帯（夫婦のみのぞく）	13	2 15.4%	0 0.0%	0 0.0%	1 7.7%	0 0.0%	0 0.0%	10 76.9%
	その他	161	19 11.8%	1 0.6%	14 8.7%	12 7.5%	7 4.3%	11 6.8%	110 68.3%
	無回答	11	1 9.1%	0 0.0%	0 0.0%	1 9.1%	0 0.0%	0 0.0%	10 90.9%

令和元年度居宅介護福祉用具購入費の支給状況（介護保険サービスを利用していない者）

出典：厚生労働省調べ

- 給付時点で他の介護保険サービスを利用していない者について、要介護度者の場合、10%以下なのに対して、要支援者については約20%程度の割合であった。

	全体	要支援・要介護度別						
		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
給付者数 (A)	273,532	34,705	44,838	57,097	58,145	38,164	29,094	11,489
うち介護保険サービスを利用なし (B)	31,166	8,360	7,696	5,680	4,190	2,551	1,920	769
割合 (B/A)	11.4%	24.1%	17.2%	9.9%	7.2%	6.7%	6.6%	6.7%

※ 給付時点で他の介護保険サービスを利用していない者が1人以上いる（把握している）と回答のあった保険者（996）を集計。

一定期間貸与を実施後、販売に切り替えた場合のシミュレーション

(※) 令和3年度老人保健健康増進等事業「介護保険の福祉用具における効果的なサービス提供に関する調査研究事業」(株式会社三菱総合研究所)に基づき作成

○ 介護保険制度における福祉用具について、貸与を原則としつつ、一部の種目については一定期間貸与をした後に販売を活用した場合の経済的な影響を検証した。短期間で貸与を終了する利用者も一定数いることを考慮して、貸与期間(上限6・12・18か月)のパターンを設けた上で、同一商品を新品(※)で販売するシミュレーションを通じて、以下の分析を実施。

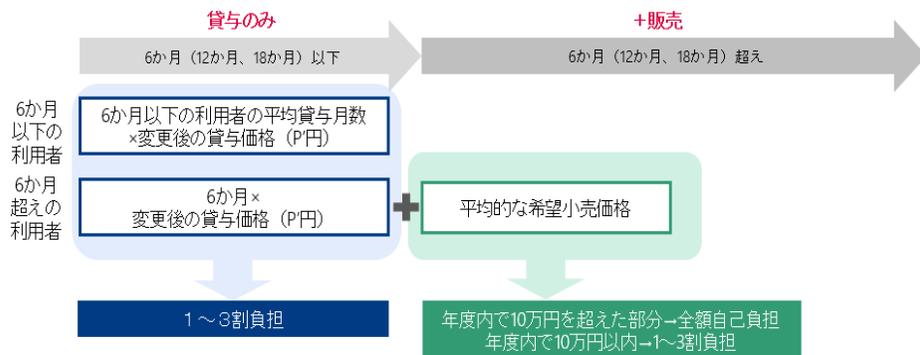
- ・販売に活用することが想定される利用者の負担状況
- ・社会保障費にも影響を与える、1人当たりの総貸与価格と販売価格

(※) 新品の購入は、現在の福祉用具貸与で給付される商品には、他の者が利用した貸与品も含まれているため。

<シミュレーションのパターン>

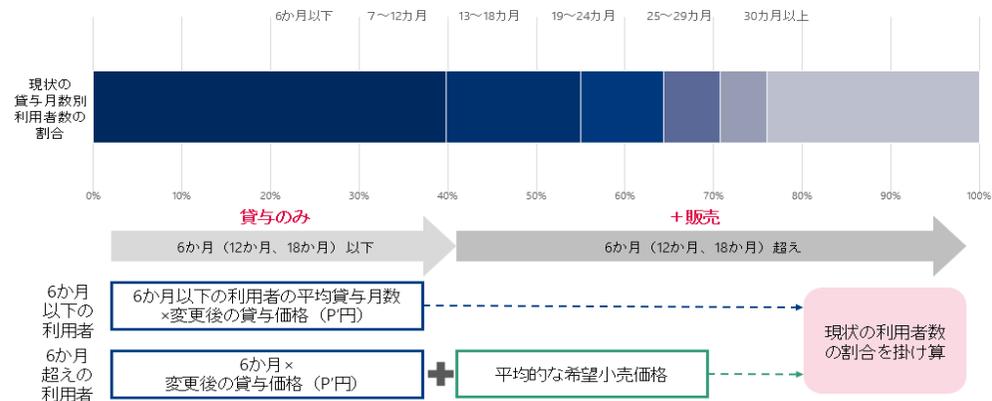
- ・パターンA：利用者への貸与価格が変わらないと仮定した場合の影響分析
 - ・パターンB：商品が廃棄(※)されるまでの事業所の収益を固定するため、貸与価格が上昇した場合の影響分析
- (※) 現在は、貸与されている商品が福祉用具貸与事業者に戻却された場合、消毒・修理・保管等を経て、また別の利用者に貸与への貸与を繰り返し、最終的に事業者によって廃棄される。

(販売を活用することが想定される利用者の負担状況)



※特定福祉用具販売の利用限度額は一定と仮定。

(1人あたりの総貸与価格と販売価格の考え方)



一定期間貸与を実施後、販売に切り替えた場合のシミュレーション

(※) 令和3年度老人保健健康増進等事業「介護保険の福祉用具における効果的なサービス提供に関する調査研究事業」(株式会社三菱総合研究所)に基づき作成

<留意点>

(シミュレーション上の貸与価格)

- 貸与期間の上限の設定により、現行の平均期間よりも短くなる点を考慮するため、現在の総貸与価格よりも低くなる。また、パターンBについては、事業者が福祉用具貸与価格を値上げする前提でのシミュレーションだが、福祉用具貸与に関しては貸与価格の上限が定められているところであり、値上げした価格が上限を超える場合の対応については考慮していない。

(シミュレーション上の購入価格)

- 貸与期間の上限前に貸与が終了する者(販売を活用しない者)もいることから、シミュレーションで試用する購入価格についてはその点も踏まえた数値を想定(現在の平均的な希望小売価格よりも低く設定)している。また、販売後のモニタリング・メンテナンス、買い替えに要する費用はシミュレーションに含めていない。

(各シミュレーションで前提・使用する数値等)

		① 現状・パターンAの貸与価格 (一月あたり)	② パターンBの貸与価格 (一月あたり)	平均貸与月数		⑤ 現在の平均総貸与価格 (①×③)	⑥ パターンAの総貸与価格 (①×④)	⑦ パターンBの総貸与価格 (②×④)	⑧ 希望小売価格 平均 (円)	⑨ 販売が想定される利用者の割合 (%)	⑩ 1人あたりシミュレーション販売価格 (⑧×⑨円)
				③ 現状	④ シミュレーション						
手すり	上限6か月	3,074	3,380	14.1	4.7	43,251	14,563	16,015	107,203	60%	64,507
	上限12か月		3,194		7.9		24,384	25,339		45%	48,252
	上限18か月		3,129		10.4		31,892	32,467		36%	38,153
スロープ	上限6か月	2,511	2,981	11.5	4.4	28,877	11,019	13,080	88,973	51%	45,391
	上限12か月		2,694		7.1		17,706	18,995		37%	32,829
	上限18か月		2,590		9.0		22,681	23,396		28%	25,303
歩行器	上限6か月	2,996	3,191	12.8	4.7	38,349	14,026	14,940	52,982	57%	30,227
	上限12か月		3,073		7.6		22,808	23,393		40%	21,087
	上限18か月		3,031		9.8		29,214	29,558		31%	16,359
歩行補助つえ	上限6か月	1,080	1,184	14.1	4.8	15,271	5,236	5,742	11,649	62%	7,177
	上限12か月		1,121		8.1		8,742	9,071		45%	5,284
	上限18か月		1,099		10.5		11,388	11,584		35%	4,125

一定期間貸与を実施後、販売に切り替えた場合のシミュレーション

(※) 令和3年度老人保健健康増進等事業「介護保険の福祉用具における効果的なサービス提供に関する調査研究事業」(株式会社三菱総合研究所)に基づき作成

<パターンA：利用者への貸与価格が変わらないと仮定した場合の影響分析>

○販売の活用が想定される利用者のうち、現在の貸与のみよりも負担が軽減する者の割合については以下のとおり。

・手すり19%~26% ・スロープ12~20% ・歩行器42%~50% ・歩行補助つえ57%~70%。

○1件あたりの総貸与価格+販売価格について、歩行補助つえ以外は現在の平均総貸与価格よりも高くなる。現状の平均的な総貸与価格との対比は以下のとおり。

・手すり162~183% ・スロープ166%~195% ・歩行器114~119% ・歩行補助つえ81%~102%

【販売に活用することが想定される利用者の負担状況】

		① シミュレーション貸与+平均的な希望小売価格の費用が現状の貸与費用を下回る月数(か月)	② シミュレーションの販売が想定される利用者の割合(%)	③ 全利用者のうち、①の月数を上回る貸与をする利用者割合(%)	④ 販売が想定される利用者のうち、①の月数を上回る貸与をする利用者割合(②÷③%)
手すり	上限6か月	41か月	60%	15%	26%
	上限12か月	47か月	45%	11%	25%
	上限18か月	53か月	36%	7%	19%
スロープ	上限6か月	43か月	51%	10%	20%
	上限12か月	48か月	37%	7%	19%
	上限18か月	54か月	28%	3%	12%
歩行器	上限6か月	25か月	57%	24%	42%
	上限12か月	30か月	40%	20%	50%
	上限18か月	36か月	31%	15%	50%
歩行補助つえ	上限6か月	18か月	62%	35%	57%
	上限12か月	23か月	45%	30%	67%
	上限18か月	29か月	35%	25%	70%

【1人あたりの総貸与価格と販売価格について】

		1人あたり総貸与価格		③ シミュレーション販売価格(円)	④ 貸与+販売価格(②+③円)	⑤ 現状とシミュレーション比較(④÷①%)
		① 現在の平均総貸与価格(円)	② シミュレーション価格(円)			
手すり	上限6か月	43,251	14,563	64,507	79,070	183%
	上限12か月		24,384	48,252	72,636	168%
	上限18か月		31,892	38,153	70,045	162%
スロープ	上限6か月	28,877	11,019	45,391	56,411	195%
	上限12か月		17,706	32,829	50,535	175%
	上限18か月		22,681	25,303	47,984	166%
歩行器	上限6か月	38,349	14,026	30,227	44,253	115%
	上限12か月		22,808	21,087	43,896	114%
	上限18か月		29,214	16,359	45,573	119%
歩行補助つえ	上限6か月	15,271	5,236	7,177	12,413	81%
	上限12か月		8,742	5,284	14,026	92%
	上限18か月		11,388	4,125	15,514	102%

一定期間貸与を実施後、販売に切り替えた場合のシミュレーション

(※) 令和3年度老人保健健康増進等事業「介護保険の福祉用具における効果的なサービス提供に関する調査研究事業」(株式会社三菱総合研究所)に基づき作成

<パターンB：商品が廃棄されるまでの事業所の収益を固定するため、貸与価格が上昇した場合の影響分析>

○販売の活用が想定される利用者のうち、現在の貸与のみよりも負担が軽減する者の割合については以下のとおり。

・手すり17%~24% ・スロープ10~20% ・歩行器42%~54% ・歩行補助つえ57%~65%。

○1件あたりの総貸与価格+販売価格について、歩行補助つえ以外は現在の平均総貸与価格よりも高くなる。現状の平均的な総貸与価格との対比は以下のとおり。

・手すり163~186% ・スロープ169%~202% ・歩行器116~120% ・歩行補助つえ85%~103%

【販売に活用することが想定される利用者の負担状況】

【1人あたりの総貸与価格と販売価格について】

		① シミュレーション貸与+平均的な希望小売価格の費用が現状の貸与費用を下回る月数(か月)	② シミュレーションの販売が想定される利用者の割合(%)	③ 全利用者のうち、①の月数を上回る貸与をする利用者割合(%)	④ 販売が想定される利用者のうち、①の月数を上回る貸与をする利用者割合(②÷③%)
手すり	上限6か月	42か月	60%	15%	24%
	上限12か月	48か月	45%	10%	23%
	上限18か月	54か月	36%	6%	17%
スロープ	上限6か月	43か月	51%	10%	20%
	上限12か月	49か月	37%	7%	18%
	上限18か月	55か月	28%	3%	10%
歩行器	上限6か月	25か月	57%	24%	42%
	上限12か月	30か月	40%	20%	49%
	上限18か月	36か月	31%	17%	54%
歩行補助つえ	上限6か月	18か月	62%	35%	57%
	上限12か月	24か月	45%	29%	65%
	上限18か月	30か月	35%	23%	65%

		1人あたり総貸与価格		③ シミュレーション販売価格(円)	④ 貸与+販売価格(②+③円)	⑤ 現状とシミュレーション比較(④÷①%)
		① 現在の平均総貸与価格(円)	② シミュレーション価格(円)			
手すり	上限6か月	43,251	16,015	64,507	80,522	186%
	上限12か月		25,339	48,252	73,590	170%
	上限18か月		32,467	38,153	70,620	163%
スロープ	上限6か月	28,877	13,080	45,391	58,471	202%
	上限12か月		18,995	32,829	51,824	179%
	上限18か月		23,396	25,303	48,699	169%
歩行器	上限6か月	38,349	14,940	30,227	45,167	118%
	上限12か月		23,393	21,087	44,480	116%
	上限18か月		29,558	16,359	45,917	120%
歩行補助つえ	上限6か月	15,271	5,742	7,177	12,918	85%
	上限12か月		9,071	5,284	14,355	94%
	上限18か月		11,584	4,125	15,709	103%

福祉用具の貸与と販売における差異の背景等について

福祉用具貸与と特定福祉用具販売の背景等

- 介護保険法施行以前の老人福祉法による「老人日常生活用具給付等事業」では、車いすや移動用リフトについてはレンタルで、特殊寝台、体位変換器、歩行支援用具（歩行器、歩行補助つえ）等については給付としていたが、地域の実情に応じて特殊寝台、歩行器等についてはレンタル、車いす及び移動用リフトは給付を認めていた。
- 介護保険制度で貸与を原則とした背景等として、介護保険制度における要介護認定は一定期間ごとに適切な見直しを行い、提供されているサービスの内容やケアプランも見直しを行うことから、福祉用具についても必要な見直しを行えるようにするため、また、福祉用具は物品であることから円滑かつ効率的な供給と適切な処理がされること、被保険者の個人財産の形成を促進しないことなどにも配慮したものとされている。

福祉用具貸与と特定福祉用具販売の指定基準の背景等

- 福祉用具貸与については、都道府県知事によって指定を受けた事業者が守るべき基準（指定基準）において、貸与した用具について、利用者等からの要請等に応じて、使用状況の確認、使用方法の指導・修理や、貸与計画の実施状況の把握、計画の変更等（福祉用具の使用に関するモニタリングやメンテナンス）が規定されている。
- 一方、特定福祉用具販売は、サービスの提供期間が短期間であること等を背景に、介護保険法施行当時に都道府県知事による指定制度がなく、このような基準もなかったが、「状態像に合わない福祉用具の提供などにより、本人の自立を妨げ、かえって状態の悪化につながっているケースも見られる」こと等を背景に、「事業者の責任の明確化を図るとともに、福祉用具の購入については、事業者の指定制度を導入すべき」と、平成16年7月の社会保障審議会介護保険部会で意見された。
- 平成17年度における介護給付費分科会での議論では、特定福祉用具販売の指定基準について、
 - ・ 福祉用具の必要性・適合性を専門的知識から助言するため、福祉用具専門相談員を配置基準に位置づけること、
 - ・ 購入の必要性の判断について福祉用具専門相談員や介護支援専門員が関与すること

福祉用具の貸与と販売における差異の背景等について

福祉用具貸与と特定福祉用具販売の指定基準の背景等（続き）

- その際、販売後の特定福祉用具の使用に関するモニタリングやメンテナンスについては、議論において検討（提案）がされていないが、背景としては、所有権が利用者であるものについて、事業者が指導をする権限やがあるのか、特定福祉用具の種目は、使用によって消耗することが前提、販売の場合、メンテナンス料等が販売価格に反映されていないこと等があることが考えられる。
- なお、介護保険法施行以前に厚生省により通知された、民間事業者による福祉用具販売サービスのガイドラインでは、使用状況の確認、故障時等の対応の方法をマニュアルに記載することとしている。

福祉用具の貸与と販売における差異の背景等について

居宅介護支援における取扱い

- 居宅介護支援の基本報酬は、①利用者に対し居宅介護支援を提供し、かつ、②ケアプランにおいて位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書（給付管理票）を市町村に提出した場合に算定できる。（報酬告示別表 指定居宅介護支援介護給付費単位数表 注1）
 - ※ 居宅介護支援とは、ケアプランを作成するとともに、当該ケアプランに基づくサービス提供が確保されるようサービス事業者等との連絡調整等（ケアプランの実施状況の把握のためのモニタリングを含む）を行うことをいう。（法第8条第24項、指定基準第13条第13号等）
 - ※ 法定代理受領とは、利用者が指定居宅サービス事業者からサービスを受けたときに、利用者がサービス事業者に支払うべきサービスに要した費用について、市町村が居宅介護サービス費として利用者に対し支給すべき額の限度において、利用者に代わり、当該サービス事業者を支払うこと。（法第41条第6項）
 - ※ 法定代理受領サービスには、福祉用具貸与は含まれるが、特定福祉用具販売は含まれない。（法第41条第1項、第6項）
- 福祉用具貸与は、単一のサービス利用であっても、ケアプランが作成され、毎月、福祉用具貸与サービスの提供に対して介護報酬が支払われる仕組みであり、居宅介護支援事業所は、毎月、給付管理票を市町村に提出する。このため、上記①②の要件に該当し、居宅介護支援の基本報酬が算定できる。
- 特定福祉用具販売は、単一のサービス利用の場合、特定福祉用具を購入した費用については居宅介護福祉用具購入費が支給され、それをもって保険給付は終了し、継続的なサービス提供は想定されない。このため、上記②の要件に該当せず、ケアプランも作成されないため、居宅介護支援の基本報酬を算定できない。

（参照条文のみつづく）

福祉用具の貸与と販売における差異の背景等について

居宅介護支援における取扱い

(参照条文)

介護保険法（平成9年法律第123号）（抄）

第8条 1～23（略）

24 この法律において「居宅介護支援」とは、居宅要介護者が第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス又は特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス又は特例地域密着型介護サービス費に係る地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービス及びその他の居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービス(以下この項において「指定居宅サービス等」という。)の適切な利用等を行うことができるよう、当該居宅要介護者の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境、当該居宅要介護者及びその家族の希望等を勘案し、利用する指定居宅サービス等の種類及び内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画(以下この項、第百十五条の四十五第二項第三号及び別表において「居宅サービス計画」という。)を作成するとともに、当該居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者、第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者その他の者との連絡調整その他の便宜の提供を行い、並びに当該居宅要介護者が地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設への入所を要する場合にあっては、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うことをいい、「居宅介護支援事業」とは、居宅介護支援を行う事業をいう。

25～29（略）

第41条 市町村は、要介護認定を受けた被保険者(以下「要介護被保険者」という。)のうち居宅において介護を受けるもの(以下「居宅要介護被保険者」という。)が、都道府県知事が指定する者(以下「指定居宅サービス事業者」という。)から当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所により行われる居宅サービス(以下「指定居宅サービス」という。)を受けたときは、当該居宅要介護被保険者に対し、当該指定居宅サービスに要した費用(特定福祉用具の購入に要した費用を除き、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入居者生活介護に要した費用については、食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。)について、居宅介護サービス費を支給する。ただし、当該居宅要介護被保険者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の居宅サービスを受けたときは、この限りでない。

2～5（略）

6 居宅要介護被保険者が指定居宅サービス事業者から指定居宅サービスを受けたとき(当該居宅要介護被保険者が第四十六条第四項の規定により指定居宅介護支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であって、当該指定居宅サービスが当該指定居宅介護支援の対象となっている場合その他の厚生労働省令で定める場合に限る。)は、市町村は、当該居宅要介護被保険者が当該指定居宅サービス事業者に支払うべき当該指定居宅サービスに要した費用について、居宅介護サービス費として当該居宅要介護被保険者に対し支給すべき額の限度において、当該居宅要介護被保険者に代わり、当該指定居宅サービス事業者を支払うことができる。

8～12（略）

福祉用具の貸与と販売における差異の背景等について

居宅介護支援における取扱い

(参照条文)

介護保険法（平成9年法律第123号）（抄）

第44条 市町村は、居宅要介護被保険者が、特定福祉用具販売に係る指定居宅サービス事業者から当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所において販売される特定福祉用具を購入したときは、当該居宅要介護被保険者に対し、居宅介護福祉用具購入費を支給する。
2～7（略）

指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第20号）（抄）

別表 指定居宅介護支援介護給付費単位数表

注1（略）利用者に対して指定居宅介護支援(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。)を行い、かつ、月の末日において指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号。以下「基準」という。)第14条第1項の規定により、同項に規定する文書を提出している指定居宅介護支援事業者(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。)について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。（略）

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)（抄）

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第十三条 指定居宅介護支援の方針は、第一条の二に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。
一～十三（略）
十三 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。)を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
十四～二十七（略）

(法定代理受領サービスに係る報告)

第十四条 指定居宅介護支援事業者は、毎月、市町村(略)に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス(法第四十一条第六項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。)として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

(旧) 老人日常生活用具給付等事業について

- 旧・老人福祉法に基づき、65歳以上の者であって、身体上又は精神上的の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者に対して、厚生大臣が日常生活の便宜を図るための用具として定めたものを市町村が必要に応じて給付する事業。

対象種目・対象者

<給付>

- | | | |
|-----------------|-----------------|-----------------|
| ○特殊寝台（ねたきり） | ○マットレス（ねたきり） | ○エアークッション（ねたきり） |
| ○体位変換器（ねたきり） | ○腰掛便座（便器）（ねたきり） | ○特殊尿器（ねたきり） |
| ○入浴補助用具（ねたきり） | ○電磁調理器（一人暮らし） | ○歩行支援用具（下肢不自由） |
| ○緊急通報装置（一人暮らし） | ○痴呆性老人徘徊感知器（痴呆） | ○火災警報器（ねたきり・一人） |
| ○自動消化器（ねたきり・一人） | | |

<レンタル・貸与>

- | | | |
|-------------|------------------|---------------|
| ○車いす（下肢不自由） | ○移動用リフト（介護力低下世帯） | ○老人用電話（一人暮らし） |
|-------------|------------------|---------------|

※ 上記の他、地域の実情に応じて、特殊寝台、緊急通報装置、徘徊感知機器、歩行支援用具のうち歩行器についてはレンタル、車いす及び移動用リフトについては給付を認めている。

※ 対象種目や対象者の表現については当時の記載に準じる。

(旧) 民間事業者による福祉用具販売サービスのガイドラインの概要

(※) 「民間事業者による福祉用具賃貸サービス及び福祉用具販売サービスのガイドラインについて」(平成6年10月21日社援更第284号・老振第80号)より

1 基本的事項 (ガイドラインの対象)

- ・専ら福祉用具の販売又は賃貸事業者に対してのみ福祉用具を販売する者
- ・専ら排せつ用品のみを取り扱う者を除く福祉用具販売事業者

2 職員に関する事項

○職員の配置

- ・理学療法士、作業療法士、保健婦、看護婦、社会福祉士、介護福祉士、義肢装具士、一定の研修を受けた者等、福祉用具に関する専門的知識を有する者を適切に配置
- ・サービスの実施を指揮監督する管理責任者及び利用者等の求めに応じ、適切に相談に応じられる職員を配置。

○ 職員の研修

- ・定期的に、高齢者等の心身の特性、実施サービスのあり方及び内容、福祉用具の知識及び取扱方法等の研修を実施

3 サービス実施に関する事項

○ サービス実施体制及び相談・援助機能の充実

- ・事前に利用者の身体状況、家庭環境等を把握のうえ福祉用具を選定し、福祉用具が正しく使用されていることが確認できる体制を整えること。
- ・利用者及び家族の相談に幅広く対応し、公的サービスの紹介も含め、情報提供に努めること。

○ サービスの実施方法 (以下の事項をサービスの実施方法のマニュアルに記載し、サービス従事者に徹底)

- ア 福祉用具の選定方法 イ 福祉用具の説明方法 ウ 福祉用具の使用上の助言及び納品の方法
エ 実施したサービスの報告及び記録の保管の方法 オ 使用状況の確認、故障時等の対応の方法

○医療との連携

- ・医師の指示、指導が必要な場合は、その連携が図られる体制を整えること。
- ・必要に応じて、理学療法士、作業療法士、保健婦、看護婦等とも連携が図られる体制を整えること。

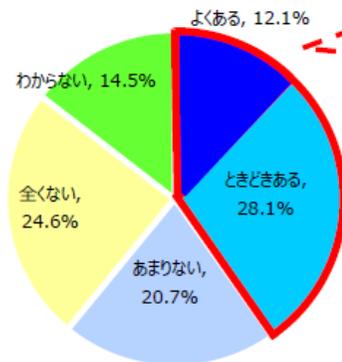
ケアマネジメントの利用者負担の導入等

- **居宅介護支援（ケアマネジメント）**については、要介護者等が積極的にサービスを利用できるようにする観点から、利用者負担をとらない例外的取扱いがなされてきた。
しかしながら、介護保険制度創設から20年を超え、サービス利用が定着し、他のサービスでは利用者負担があることも踏まえれば、利用者負担を導入することは当然である。
- そもそも、制度創設時、ケアプラン作成は「高齢者の自立を支援し、適切なサービスを確保するため、…そのニーズを適切に把握したうえで、ケアプランを作成し、実際のサービス利用につなぐもの」とされていたが、その趣旨にそぐわない実情も見られる。具体的には、ケアマネ（居宅介護支援）事業所の約9割が他の介護サービス事業所に併設しており、「法人・上司からの圧力により、自法人のサービス利用を求められた」という経験を見聞きしたケアマネジャーが約4割いるなど、サービス提供に公正中立性の問題が存在することが窺える。さらに、ケアマネジャーは、インフォーマルサービスだけでなく、介護保険サービスをケアプランに入れなければ報酬を受け取れないため、「介護報酬算定のため、必要のない福祉用具貸与等によりプランを作成した」ケアマネジャーが一定数いることが確認されている。
- 利用者が自己負担を通じてケアプランに関心を持つ仕組みとすることは、ケアマネジャーのサービスのチェックと質の向上にも資することから、**第9期介護保険事業計画期間から、ケアマネジメントに利用者負担を導入すべきである。**
- また、福祉用具の貸与のみを行うケースについては報酬の引下げを行うなどサービスの内容に応じた報酬体系とすることも、あわせて令和6年度（2024年度）報酬改定において実現すべきである。

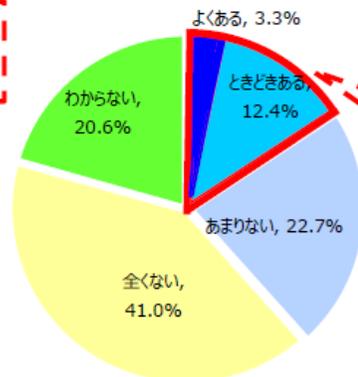
◆ケアマネジャーに聞いた「過去1年間に以下のような経験をしているケアマネジャーについて見たり聞いたりしたことがあるか」

法人・上司からの圧力により、自法人のサービス利用を求められた

本来であればフォーマルサービスは不要と考えていたが、介護報酬算定のため、必要のない福祉用具貸与等によりプランを作成した



約4割



約15%

(例) 歩行補助つえを3年間使用する場合（1割負担の者）
販売価格：約1万円 レンタル価格：約1,500円/月

購入する場合

総額：約10,000円
(自己負担：約1,000円)

福祉用具貸与

自己負担：約5,400円
(約150円×36月)
貸与に係る給付費：約48,600円
(約1,350円×36月)
ケアプラン作成等のケアマネジメントに係る給付費：
約360,000円
(約10,000円×36月)

総額：約414,000円

購入する場合と比べて約40万円以上の費用を要している

(出所) 「ケアマネジメントの公正中立性を確保するための取組や質に関する指標のあり方に関する調査研究報告書」

※令和2年度予算執行調査によれば、福祉用具貸与のみのケアプランの割合は6.1%